



ICS13.030.50

Z70

中華人民共和國國家標準

GB16487.12—2017

GB16487.12—2005 改訂版

輸入廢棄物原料環境保護規制標準

—廢プラスチック

Environmental protection control standard
for imported solid wastes as raw materials
—Waste and scrap of plastics

2017—12—29 公布

2018—03—01 實施

國家環境保護部
國家質量監督檢驗檢疫總局

目 次

前書き	II
1 適用範囲	1
2 規範引用文献	1
3 用語と定義	1
4 規制基準と要求	2
5 検査	3

前書き

『中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防治法』『中華人民共和国放射性污染防治法』等の法令を貫徹し、廃プラスチックの輸入による環境汚染を規制するため、本基準を制定する。

本基準は輸入廃プラスチックの環境保護規制要求を定めたものである。

本基準は輸入固体廃棄物環境保護規制基準の一つである。リサイクル資源目録における廃プラスチックの輸入管理に適用する。

本基準の第一回目の公布は1996年、2005年に第一回目の改訂を加え、今回は第二回目の改訂である。

今回改訂した主な内容：

- 廃プラスチックに関する定義を改定。
- 廃プラスチックの外部照射放射線測定値に関する要求を増加。
- 危険廃棄物規制に関する要求を調整。
- 混入物規制に関する要求を厳格化。
- 検査に関する要求を改定。

本基準の実施をもって、『輸入廃棄物原料環境保護規制基準－廃プラスチック』（GB16487.12-2005）は廃止とする。

本基準は国家環境保護部土壤環境管理局、科技標準局が改訂する。

本基準は中国環境科学研究院が作成する。

本基準は2017年12月29日国家環境保護部によって承認された。

本基準は2018年3月1日から実施する。

本基準は国家環境保護部がその解釈権を持つ。

輸入固体廃棄物原料環境保護規制基準－廃プラスチック

1 適用範囲

本基準は輸入廃プラスチックの環境保護規制要求を定めたものである。

本基準は『限制進口類可用作原料的固体廢物目錄』（国家が規制する原料として使用可能な廃棄物リスト）内の廃プラスチック輸入の管理に適用する。

HS コード	固体廃棄物名称
3915100000	エチレンポリマー屑及び切れ端
3915200000	スチレンポリマー屑及び切れ端
3915300000	塩化ビニルポリマー屑及び切れ端
3915901000	ポリエチレンテレフタレート屑及び切れ端
3915909000	その他のプラスチック屑及び切れ端

2 規範引用文献

以下の文書の条項を引用し、本基準の条項とする。期日の注釈がない引用文書においては、その最新版を本基準に適用するものとする。

- GB 5085.1 危険廃棄物鑑別基準 腐蝕性の鑑別
- GB 5085.2 危険廃棄物鑑別基準 急性毒性の初回鑑別
- GB 5085.3 危険廃棄物鑑別基準 浸出される有害物質の鑑別
- GB 5085.4 危険廃棄物鑑別基準 可燃性の鑑別
- GB 5085.5 危険廃棄物鑑別基準 化学反応性の鑑別
- GB 5085.6 危険廃棄物鑑別基準 有害物質に対する含有量の鑑別

SN/T 0570 輸入廃棄物原料放射性汚染検査規程

SN/T 1791.1 輸入廃棄物原料検査検疫規程 第1部分：廃プラスチック

『国家危険廃棄物リスト』（環境保護部、国家発展と改革委員会、公安部令第39号）

『限制進口類可用作原料的固体廢物リスト』（環境保護部、商務部、国家発展と改革委員会、税関総署、国家質量監督検査検疫総局公告2017年第39号）

3 用語と定義

以下の用語と定義を本基準に適用するものとする。

3.1 廃プラスチック Waste and scrap of plastics

本基準のプラスチックとは、プラスチックの生産及びプラスチック製品の加工過程で生じた熱可塑性の切れ端や不良品を指す。

3.2 混入物 Carried-waste

生成、収集、梱包及び運送の過程で輸入廃プラスチック内に混入したその他の物質（輸入廃プラスチックの梱包物及び輸送過程で使用するその他の物質を含まない）。

4 規制基準と要求

4.1 輸入廃プラスチックの放射性汚染規制は下記の要件を満たさなければならない。

- 廃プラスチック内に放射性廃棄物が混入していないこと。
- 廃プラスチック（梱包物を含む）の外部照射放射線測定値が到着港の正常な自然放射線測定値+0.25 μ Gy/hを超えないこと。
- 廃プラスチックの表面 α 、 β 放射性汚染レベルが表面の300 cm^2 での最大レベルの平均値が α は0.04Bq/ cm^2 を、 β は0.4Bq/ cm^2 を超えないこと。
- 廃プラスチック中の放射性核種の比放射能が表1の制限値より低いこと。

表1 放射性核種の比放射能制限値

核種	比放射能 (Bq/g)
^{59}Ni	3×10^3
^{63}Ni	3×10^3
^{54}Mn	0.3
^{60}Co	0.3
^{65}Zn	0.3
^{55}Fe	300
^{90}Sr ,	3
^{134}Cs	0.3
^{137}Cs	0.3
^{235}U	0.3
^{238}U	0.3
^{239}Pu	0.1
^{241}Am	0.3
^{152}Eu	0.3
^{154}Eu	0.3
^{94}Nb	0.3
成分不明の β - γ 混合物	0.3
成分不明の α 混合物	0.1

- 4.2 廃プラスチック内に廃棄爆弾、砲弾等爆発性武器の弾薬が混入していないこと。
- 4.3 廃プラスチックへの以下の混入物の混入は厳格に制限し、その総重量は輸入廃プラスチックの重量全体の0.01%を超えてはならない。
- a) 焼却された或いは一部が焼却され、消火剤で汚染された廃プラスチック
 - b) 使用済みの原形プラスチック容器
 - c) 密閉容器
 - d) 『国家危険廃棄物リスト』内の廃棄物
 - e) GB5085.1～GB5085.6の鑑別基準に基づいて鑑別し、腐蝕性、毒性、可燃性、化学反応性等1種類或いは1種類以上の危険性を持つその他の危険廃棄物。
- 4.4 上述の条項に並べた廃棄物のほかに、輸入廃プラスチックではその他の混入物(古紙、廃木片、廃金属、廃ガラス、廃棄ゴム/廃タイヤ、熱硬化性プラスチック、その他の金属塗装が施されたプラスチック、プレス加工されていない廃発泡スチロール等の廃棄物)の混入を制限し、その総重量は輸入廃プラスチックの重量全体の0.5%を超えてはならない。

5 検査

- 5.1 本基準の検査方法は抜き取り検査とする。輸入廃棄物に対し、コンテナ積みの場合、開封検査、開披検査、開梱検査、選別検査を行う。本船積みの場合、船倉の開封検査及び到着時検査を行う。陸上運送の場合、開封検査及び到着時検査を行う。必要に応じて実験室で検測を行う(放射性核種の比放射能、危険性等を含む)。抜き取り検査の結果は貨物全体の検査結果と見なす。
- 5.2 本基準4.1条の検査はSN/T 0570の規定に従って行う。
- 5.3 本基準4.3e)条はGB5085.1～GB5085.6に規定された方法で検査を行う。
- 5.4 本基準におけるその他の条項の検査はSN/T 1791.1の規定に従って行う。

(この文書は、あくまでも『中華人民共和国国家標準 (GB16487.12-2017)』の日本語の仮訳であり、法的解釈や内容確認に関しては、上述の原文に従って行われるものとします。)